

令和4年度 お 知 ら せ

熊 谷 市

現場代理人の常駐規定の緩和

に関する取扱いが変わります。

令和4年5月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用

1. 兼務を認める対象工事の範囲の拡大

次に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めます。

- (1) 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの
- (2) 工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内であるもの
- (3) 主任技術者を専任で配置する必要のない工事
- (4) 公告又は指名通知において、現場代理人の兼務を認めない旨の記載がない工事

上記に規定するもののほか、次に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めます。

- (1) 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの
- (2) 工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内であるもの
- (3) 熊谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

2. 適用日等

令和4年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用します。

なお、契約中の工事については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合に適用できるものとします。